

記入日 令和 5年 月 日

大阪府教育委員会 様

高等学校等就学支援金

生徒又は保護者等が、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んで記入してください。

生徒が在学する 学校の名称等	大阪府立中央高等学校		学校の種類・課程・学科	
	年	組	番	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input checked="" type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
フリガナ			生徒の生年月日	
生徒名			西暦	年 月 日
生徒の住所	〒			
保護者等の昼間連絡先	自宅・父・母・その他（	）	電話（	） —

↓ 生徒又は保護者等が、下の3つのいずれかのに直筆でを付けてください。

- 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、高等学校等就学支援金の申請（又は届出）をしません。
申請・届出しない場合、以下の記載は不要です。授業料の納付が必要になります。
- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等就学支援金の受給資格認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 保護者等の収入の状況に関する事項について届出ます。

※ 申請・届出する場合は、生徒又は保護者等が、すべてのに直筆でを付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
- 虚偽の記載により就学支援金を支給された場合には、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。
- 就学支援金を授業料に充てるとともに、必要な事務手続きを学校設置者に委任します。
- 次の①～④の事項をすべて確認しました。
- ① 生徒は、高等学校等（修学期間が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していません。
- ② 生徒が高等学校等に在学した期間が36月(*)を超えていません。
(*定時制・通信制等に在学する期間はその月数を1月の4分の3に相当する月数として計算します。
- ③ 裏面の保護者等に変更（離婚・死別、養子縁組等）があった場合は、速やかに届出ます。
- ④ 修正申告や更正決定により課税標準額（課税所得額）又は調整控除額に変更があった場合は、速やかに届出ます。

1 高等学校等の在学期間について

① 現在の学校の 在学期間	入学年月日 (転編入を含む) 年 月 日 ~			
② 過去の学校の 在学期間 (*)他の高等学校等に 在学した期間を新しい 順に必ず記入してくだ さい。また、就学支援 金の資格消滅通知を添 付してください。	<input type="checkbox"/> 過去に高等学校等に在籍したことはありません。			
	学校名	課程	在学期間	休学期間の有無とその期間
		全・定・通	年 月 日から 年 月 日まで	有・無 年 月 日から 年 月 日まで
	全・定・通	年 月 日から 年 月 日まで	有・無 年 月 日から 年 月 日まで	

学校受付日

学校記入欄	学校番号	8 2 5	生徒番号	2 0
-------	------	-------	------	-----

令和 5年 7月 日

【7月1日】時点における保護者等の状況及び添付するマイナンバーカード(写)等については、次のとおりです。

2 保護者等の収入の状況について ①～⑧のいずれかの□に☑を付けてください。

2-1 次の保護者等のマイナンバーカード(写)等を添付します。

親権者がいる場合	①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人いる場合。 ○ 両親それぞれのマイナンバーカード(写)等を添付する場合 ○ 両親の生活保護受給証明書を添付する場合
		親権者1名分	親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの該当する項目に☑を付けてください。
	②	<input type="checkbox"/> ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなどマイナンバーの指定を受けていない場合
		<input type="checkbox"/> イ	・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人のマイナンバーカード(写)等を添付できない場合 等 ※ やむを得ない「家庭の事情」：ドメスティックバイオレンス（DV）、養育放棄、行方不明 等
親権者がいない場合	③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人【 】名分	左の【 】欄には未成年後見人の人数を記入してください。 親権者が存在せず、家庭裁判所等により未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。法人又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者は除きます。） ※ 法的に選任を受けていない場合は、⑤に該当します。
	④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
		主たる生計維持者1名分	※ ⑤イでの申請には生徒の「健康保険証（写し）」の添付が必要な場合があります。
	⑤	<input type="checkbox"/> ア	主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		<input type="checkbox"/> イ	・生徒が未成年（18歳未満）だが、親権者又は未成年後見人がいない場合 ・上記の生徒が引き続き在学中に成人し、申請する場合 ・入学時点で成人の生徒に主たる生計維持者がいる場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/> 生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）	・成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

2-2 次の理由により、マイナンバーカード(写)等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、マイナンバーの指定を受けていない場合。

保護者等の名前、生徒との続柄及び保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が4～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□に☑を付け期間を記入してください。）

（⑦又は⑧の場合は記入不要です。）

保護者等の名前		生徒との続柄	
(フリガナ)		父・母 その他 ()	
生年月日	西暦	年	月 日
令和5年1月1日現在の住所			
都道 府県		市区 町村	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※ 日本国内に在住していない期間 (年 月 日)から(年 月 日・現在)まで			

保護者等の名前		生徒との続柄	
(フリガナ)		父・母 その他 ()	
生年月日	西暦	年	月 日
令和5年1月1日現在の住所			
都道 府県		市区 町村	
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。 ※ 日本国内に在住していない期間 (年 月 日)から(年 月 日・現在)まで			

※ 親権者は実父母又は養父母です。父母が離婚された場合は、父又は母のいずれかの単独親権となります。（再婚されても養子縁組を行わない限り親権者になりません。ただし、実親と再婚した場合は除きます。）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 1 「高等学校等の在学期間について」の欄は次によって記入してください。
 - イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
 - ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
 - ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
 - ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- 2 「保護者等の収入の状況について」の欄は、次によって記入してください。
 - イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次のa～eは除きます。
 - a 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - b 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - c 法人である未成年後見人
 - d 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - e その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ロ 「2 保護者等の収入の状況について」②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人のマイナンバーカード(写)等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員のマイナンバーカード(写)等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。
 - ハ 「2 保護者等の収入の状況について」①、③又は④に該当するときは、保護者等全員のマイナンバーカード(写)等を添付してください。
 - ニ 「2 保護者等の収入の状況について」⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）のマイナンバーカード(写)等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額をマイナンバーを利用して確認します。
- ロ 「マイナンバー」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「マイナンバーカード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新生生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ マイナンバーを利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- へ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発生した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ マイナンバーの利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。